平成２４年（フ）第４１７号
金沢市寺中町イ47番地　城西レジデンス302号
債務者　井村　一子
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第４１８号
金沢市中村町５番25号
債務者　山下　昇治
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３２４号
愛知県丹羽郡大口町さつきケ丘２丁目31番地レストハウス浅畑101号
債務者　内山宏次郎
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第３６３号
愛知県一宮市丹陽町伝法寺5026番地４
債務者　宝井　晴美
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第３７６号
愛知県丹羽郡扶桑町大字柏森字西前125番地
債務者　千田　兼正
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第５０６号
兵庫県姫路市神子岡前１丁目10番１―504号県営住宅
債務者　渡邉　光浩
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第５０７号
兵庫県姫路市神子岡前１丁目10番１―504号県営住宅
債務者　渡邉　史恵（旧姓池元）
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第５０９号
兵庫県加古川市平岡町一色西２丁目97番地の２　アレックス一色102号
債務者　中迎　紋子（旧姓沼田）
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第５１８号
兵庫県姫路市船津町2039番地
債務者　中村　信哉
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第５２１号
兵庫県加古郡播磨町北本荘１丁目17番４号
債務者　森山　博美
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第８０６号
広島市西区竜王町８番１―209号
債務者　原田　靖子
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１０７号
広島市西区己斐西町２番４―102号
債務者　三好　徹夫
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１４１号
広島市中区宝町２番20―603号
債務者　西本　義也
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１６７号
広島市佐伯区坪井１丁目30番６―106号
債務者　中川　幸子
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８６４号
福岡市博多区麦野３丁目９番26号
債務者　本松　賢治
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０８９号
福岡市東区舞松原１丁目５番18号
債務者　大畑　豪孝
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１３８２号
福岡県宗像市城西ヶ丘４丁目11番地10
債務者　若松　　望
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４００号
福岡県古賀市千鳥６丁目25番17号
債務者　古賀　美穂（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成24年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部